

「重点措置」適用に伴う県の対策等【概要】

要請期間	令和3年4月5日（月）～ <u>同年5月11日（火）</u>	対象区域	宮城県全域
対策の概要	基本的には 5月5日までの要請内容を5月11日まで継続 する 国の基本的対処方針の見直し等に伴い、 一部の対策を追加・強化		
備考	3月18日から実施している 県と仙台市独自の緊急事態宣言も5月11日まで延長		

要請対象	地域	主な要請内容
県民	県内全域	不要不急の外出自粛（特に緊急事態措置区域）、年度初め行事の自粛、感染対策不徹底・時短要請に応じない飲食店等利用の自粛、 <u>感染リスクの高い行動の自粛（路上・公園等での集団飲酒）</u> 等
イベント	県内全域	開催制限（収容率・人数上限）、ガイドラインの遵守、追跡対策等
飲食店	仙台市	全飲食店の時短営業：午前5時-午後8時（酒類提供：午前11時-午後7時） 感染防止対策徹底（マスク会食・アクリル板・カラオケ設備利用自粛）等 ※正当な理由がなく上記に応じない場合、命令・過料（20万円）あり
	仙台市外	酒類・接待飲食店の時短営業：午前5時-午後9時 感染防止対策徹底（マスク会食・アクリル板・カラオケ設備利用自粛）等
その他の施設	仙台市	時短営業：午前5時-午後8時まで 入場者整理・感染防止対策徹底・業種別ガイドライン遵守等
事業者	県内全域	感染防止対策の徹底、年度初め行事の自粛、テレワーク徹底等による出勤者数減（ <u>特に緊急事態措置区域への出勤</u> ）
大学等		年度初め行事の自粛、感染防止と学修機会の確保との両立、部活動や課外活動における感染リスクの高い活動の制限又は自粛等

※下線部の内容は、4/23の基本的対処方針見直し等に伴い、今回追加したもの

県民への要請（県内全域）

- 日中も含めた不要不急の外出や移動を自粛すること、近場の外出でも三密を避けること
- 県外との不要不急の移動、特に緊急事態措置地域等（首都圏・関西圏・愛知県・愛媛県・沖縄県）との往来は厳に控えること
- 特に混雑する時間帯や混雑する場所へは、できるだけ行かないようにすること
- 営業時間短縮を要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りしないこと（第31条の6第2項）
- 感染対策が徹底されていない飲食店等や営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を自粛すること
- 年度初めにおける行事（歓送迎会・新歓コンパ・飲食を伴う謝恩会や花見など）の開催を自粛すること
- 飲酒を伴う多人数や長時間におよぶ会食を自粛すること・会話の際のマスク着用を徹底すること、飲酒を伴わない場合も注意すること
- 飲食店の求める感染防止策への積極的に協力すること
- 路上・公園等における集団での飲酒など感染リスクの高い行動を自粛すること